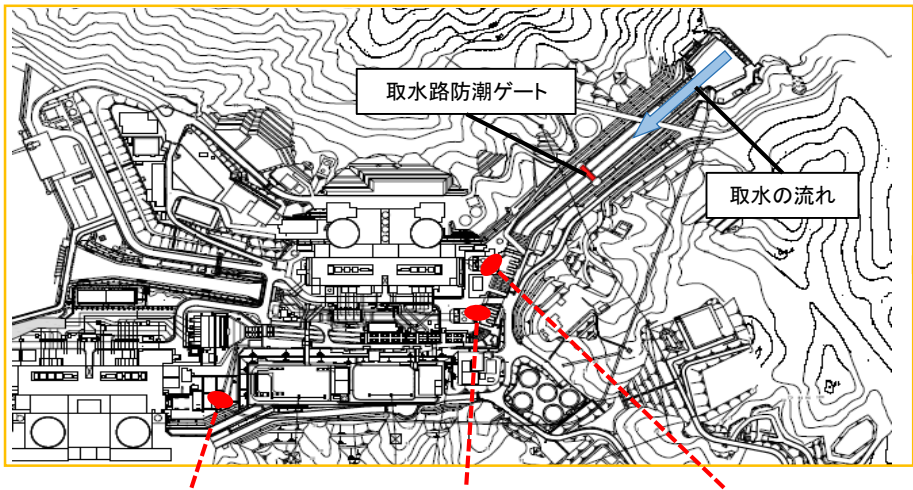


津波警報が発表されない可能性のある津波への対応の補正内容

【潮位計の追加】

- ・津波検知の更なる信頼性確保のために、発電所構内に潮位計を1台追加する。



3、4号機海水ポンプ室：2台 **2号機海水ポンプ室：1台** 1号機海水ポンプ室：1台
(今回追加分)

【取水路防潮ゲート閉止操作の判断基準の変更】

- ・発電所設備の更なる安全性確保や、自然現象の不確実性を考慮する等の理由から、取水路防潮ゲート閉止操作の判断基準を変更することとする。

	申請時の運用	今回の補正内容
取水路防潮ゲート閉止操作の判断に至る潮位計での検知内容	・10分以内に1.0m以上下降し、その後最低潮位から10分以内に1.0m以上上昇した場合。	・10分以内に <u>0.5m以上</u> 下降し、その後最低潮位から10分以内に <u>0.5m以上</u> 上昇した場合。 ・10分以内に <u>0.5m以上</u> 上昇し、その後最高潮位から10分以内に <u>0.5m以上</u> 下降した場合。

【発電所構外の観測潮位の活用(追加)】

- ・可能な限り早期に津波に対応するために、発電所構外の観測潮位を活用する。

運用内容
・発電所構外において、プラント影響の可能性のある津波を観測した場合は、 <u>取水路防潮ゲート落下機構の確認等を行うなど、津波の襲来に備えることとする。</u>
・発電所構外において、プラント影響のある津波を観測した場合は、敷地内潮位計での取水路防潮ゲート閉止の判断基準を、 <u>10分以内に0.5m以上下降(または上昇)とし、取水路防潮ゲートの閉止の早期化を図る。</u>